

●多治見市空家等審議会設置条例

平成28年 3 月24日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。）に対する措置等に関し必要な事項を審議するため多治見市空家等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項に係る市長の諮問に応じ、調査及び審議を行い、その意見を答申する。

- (1) 特定空家等の基準に関すること。
- (2) 法第14条第 2 項の規定による勧告に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

●多治見市空家等審議会条例施行規則

平成28年 3 月31日規則第38号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多治見市空家等審議会条例（平成28年条例第 8 号）第 5 条の規定に基づき、多治見市空家等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、企画部企画防災課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。